

Global SASE Platform Service by  
Fortinet  
サービス契約約款

令和5年7月24日

KDDI 株式会社

# 目次

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	3
第2条 約款の変更	3
第3条 用語の定義	3
第2章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの種類	6
第4条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの種類	6
第3章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの品目等	7
第5条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの品目等	7
第4章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区間等	7
第6条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区間	7
第7条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区域	7
第5章 GlobalSASE ゲートウェイ契約	8
第8条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の単位	8
第9条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の申込の方法	8
第10条 GlobalSASE ゲートウェイの申込の承諾	8
第11条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の最低利用期間	9
第12条 GlobalSASE ゲートウェイの品目等の変更	9
第13条 IPアドレスの数又は設定の変更等	9
第14条 GlobalSASE ゲートウェイ契約に基づく権利の譲渡の禁止	9
第15条 GlobalSASE ゲートウェイ契約者が行う GlobalSASE ゲートウェイ契約の解除	9
第16条 破産等による GlobalSASE ゲートウェイ契約の解除	9
第17条 当社が行う GlobalSASE ゲートウェイ契約の解除	10
第18条 その他の契約内容の変更	10
第19条 その他の提供条件	10
第6章 Forti SASE 契約	11
第20条 Forti SASE 契約の単位	11
第21条 Forti SASE 契約の申込の方法	11
第22条 Forti SASE 契約の申込の承諾	11
第23条 Forti SASE 契約の契約期間	11
第24条 Forti SASE 契約の契約期間の更新	12
第25条 ライセンスの数の追加	12
第26条 ライセンスの数の削減	12
第27条 その他の契約内容の変更	12
第28条 その他の提供条件	12
第7章 利用中止等	14
第29条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用中止	14
第30条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用停止	14
第8章 通信利用の制限等	16

第 31 条 通信利用の制限等 .....	16
第 9 章 料金等 .....	17
第 1 節 料金及び工事に関する費用 .....	17
第 32 条 料金及び工事に関する費用 .....	17
第 2 節 料金の支払義務 .....	17
第 33 条 定額利用料の支払義務 .....	17
第 34 条 工事に関する費用の支払義務 .....	18
第 35 条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る契約解除料の支払義務 .....	18
第 3 節 料金の計算方法等 .....	20
第 36 条 料金の計算方法等 .....	20
第 4 節 割増金及び延滞利息 .....	20
第 37 条 割増金 .....	20
第 38 条 延滞利息 .....	20
第 10 章 保守 .....	21
第 39 条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の切分責任 .....	21
第 11 章 損害賠償 .....	22
第 40 条 責任の制限 .....	22
第 41 条 免責 .....	22
第 12 章 附帯サービス .....	23
第 42 条 附帯サービス .....	23
第 43 条 承諾の限界 .....	24
第 44 条 利用に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の義務 .....	24
第 45 条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の情報の取得 .....	25
第 46 条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る情報の利用 .....	25
第 47 条 法令に規定する事項 .....	25
第 48 条 閲覧 .....	25
別記 .....	26
料金表 .....	28

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

当社は、この Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを提供します。

### 第2条 約款の変更

当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

- 2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに提示します。

### 第3条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
Global SASE Platform Service by Fortinet サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
Global SASE Platform Service by Fortinet サービス	Global SASE Platform Service by Fortinet サービス網を使用して行う電気通信サービス
Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所	Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに関する業務を行う当社の事業所
Global SASE ゲートウェイ契約	当社から Global SASE ゲートウェイの提供を受けるための契約
Global SASE ゲートウェイ契約者	当社と Global SASE ゲートウェイ契約を締結している者
Forti SASE 契約	当社から Forti SASE の提供を受けるための契約
Forti SASE 契約者	当社と Forti SASE 契約を締結している者
Global SASE Platform	Global SASE ゲートウェイ契約又は Forti SASE 契約

Service by Fortinetサービス契約	
Global SASE Platform Service by Fortinetサービス契約者	Global SASE ゲートウェイ契約者又は Forti SASE 契約者
特定事業者	セキュアアクセスサービスエッジ Forti SASE 社
第4種 I P V P N サービス	当社のデジタルデータサービス契約約款に定める第4種 I P V P N サービス
ワイドエリアバーチャルスイッチサービス	当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定めるワイドエリアバーチャルスイッチサービス
取扱所交換設備	電気通信回線を収容するために Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に設置される交換設備
特定取扱所交換設備	第4種 I P V P N サービス又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信回線を収容するために第4種 I P V P N サービス又はワイドエリアバーチャルスイッチサービス取扱所に設置される交換設備
利用契約回線	取扱所交換設備と特定アクセスポイントとの間に設置される電気通信回線
アクセスポイント	Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを提供するために Global SASE Platform Service by Fortinet 取扱所に設置する電気通信設備
特定アクセスポイント	利用契約回線と特定取扱所交換設備との接続点
ユーザ I D	Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が Forti SASE を利用する際、当社が別に定める認証等を行うために、当社が Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に基づいて当該 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に割り当てるもの
パスワード	ユーザ I D を認証するための英字及び数字の組み合わせであって、当該 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が当社に通知するもの
I P アドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
契約者識別符号	Global SASE ゲートウェイ契約者又は Forti SASE 契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社が Global SASE ゲートウェイ契約又は Forti SASE 契約に基づいて当該契約者に割り当てるもの
ライセンス	当社から Forti SASE の提供を受けるための使用権であって、契約者の請求に応じて当社が付与するもの

<p>端末設備</p>	<p>電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの</p>
<p>消費税相当額</p>	<p>消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額</p>

## 第2章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの種類

### 第4条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの種類

Global SASE Platform Service by Fortinet サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
GlobalSASEゲートウェイ	Global SASE Platform Service by Fortinetサービスを提供するために使用する当社が設置する電気通信回線設備であって、SSLプロトコルによって設定された論理的通信路上で、Forti SASEに係る設備とそのGlobalSASEゲートウェイ契約者に係る利用契約回線とを接続するサービス
Forti SASE	インターネットに接続された端末設備がSSLプロトコルによって設定された論理的通信路を利用して接続することで、当社が別に定めるセキュリティ機能を提供することのできるサービス

### 第3章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの品目等

#### 第5条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの品目等

Global SASE Platform Service by Fortinet サービスには、料金表 第2 基本利用料に定める品目又は通信の態様による細目等があります。

### 第4章 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区間等

#### 第6条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区間

当社の Global SASE Platform Service by Fortinet サービスは 別記1 に定める提供区間において提供します。

#### 第7条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区域

当社は、当社が指定する Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所において、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスが利用できる地域を閲覧に供します。



## 第5章 GlobalSASE ゲートウェイ契約

### 第8条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の単位

当社は、1の契約者識別符号ごとに1のGlobalSASEゲートウェイ契約を締結します。この場合において、GlobalSASEゲートウェイ契約者は、1のGlobalSASEゲートウェイ契約につき1人に限ります。

- 2 当社は、1のGlobalSASEゲートウェイ契約ごとに1の利用契約者回線を割り当てます。

### 第9条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の申込の方法

GlobalSASEゲートウェイ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) GlobalSASEゲートウェイの品目等
- (2) アクセスポイントの所在場所
- (3) その他GlobalSASEゲートウェイ契約の申込みの内容を特定するための事項

### 第10条 GlobalSASE ゲートウェイの申込の承諾

当社は、GlobalSASEゲートウェイ契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、GlobalSASEゲートウェイの提供に必要な電気通信設備に余裕がないときは、その申込の承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次の場合には、そのGlobalSASEゲートウェイ契約の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 申込のあったGlobalSASEゲートウェイを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) GlobalSASEゲートウェイ契約の申込をした者がGlobalSASEゲートウェイに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) GlobalSASEゲートウェイ契約の申込をしたものが当社の提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) GlobalSASEゲートウェイ契約の申込をしたものがその申込にあたり虚偽の申告をしたとき、又はその申込の内容を確認するために当社が別に定める事項の提出を行わないとき。
  - (5) この約款の規定に反し、又は反することとなる恐れがあるとき。
  - (6) その他GlobalSASEゲートウェイに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

**第11条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の最低利用期間**

GlobalSASE ゲートウェイ契約には最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、GlobalSASE ゲートウェイの提供を開始した日から起算して翌年の同じ暦日の前日までとします。

**第12条 GlobalSASE ゲートウェイの品目等の変更**

GlobalSASE サービス契約者は、GlobalSASE ゲートウェイの品目等の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条 GlobalSASE ゲートウェイの申込の承諾の規定に準じて取り扱います。

**第13条 IPアドレスの数又は設定の変更等**

GlobalSASE ゲートウェイ契約者は、IPアドレスの数又はその設定の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

**第14条 GlobalSASE ゲートウェイ契約に基づく権利の譲渡の禁止**

GlobalSASE ゲートウェイ契約者がGlobalSASE ゲートウェイ契約に基づいてGlobalSASE ゲートウェイの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

**第15条 GlobalSASE ゲートウェイ契約者が行うGlobalSASE ゲートウェイ契約の解除**

GlobalSASE ゲートウェイ契約者は、GlobalSASE ゲートウェイ契約を解除しようとするときは、当社が指定する期日までに、あらかじめ、そのことを契約事務を行うGlobalSASE サービス取扱所に書面により通知していただきます。

**第16条 破産等によるGlobalSASE ゲートウェイ契約の解除**

当社は、GlobalSASE ゲートウェイ契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのGlobalSASE ゲートウェイ契約を解除することがあります。

#### 第17条 当社が行う GlobalSASE ゲートウェイ契約の解除

当社は、第30条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用停止の規定により GlobalSASE サービスの利用を停止された GlobalSASE ゲートウェイ契約者がなおその事実を解消しない場合は、その GlobalSASE ゲートウェイ契約を解除することがあります。

- 2 当社は、GlobalSASE ゲートウェイ契約者が第30条1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、GlobalSASE サービスの利用停止をしないでその GlobalSASE ゲートウェイ契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により、その GlobalSASE ゲートウェイ契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを GlobalSASE ゲートウェイ契約者に通知します。

#### 第18条 その他の契約内容の変更

当社は、GlobalSASE ゲートウェイ契約者から請求があったときは、第9条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の申込の方法第3号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の申込の方法の規定に準じて取り扱います。

#### 第19条 その他の提供条件

GlobalSASE ゲートウェイ契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

## 第6章 Forti SASE 契約

### 第20条 Forti SASE 契約の単位

当社は、1の契約者識別符号ごとに1のForti SASE契約を締結します。この場合において、Forti SASE契約者は、1のForti SASE契約につき1人に限ります。

### 第21条 Forti SASE 契約の申込の方法

Forti SASE 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) Forti SASE ライセンス数
  - (2) その他 Forti SASE 契約の申込みの内容を特定するための事項
- 2 当社は、前項に定める申込みにあたって、次のとおり、Forti SASE ライセンス数を制限します。

Forti SASEライセンス数の制限	
上限	10,000
下限	100

### 第22条 Forti SASE 契約の申込の承諾

当社は、Forti SASE 契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その Forti SASE 契約の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 申込のあった Forti SASE を提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) Forti SASE 契約の申込をした者が Forti SASE に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) Forti SASE 契約の申込をしたものが当社の提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) Forti SASE 契約の申込をしたものがその申込にあたり虚偽の申告をしたとき、又はその申込の内容を確認するために当社が別に定める事項の提出を行わないとき。
  - (5) この約款の規定に反し、又は反することとなる恐れがあるとき。
  - (6) その他 Forti SASE に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は前三項の規定にかかわらず、別に定める特定事業者の規約等若しくは契約約款等の規定に同意しない場合又は特定事業者のプライバシーポリシーに同意しない場合には、その Forti SASE 契約の申し込みを承諾しません。

### 第23条 Forti SASE 契約の契約期間

Forti SASE 契約の契約期間は、その契約に基づいて当社が提供を開始した日（「契約期間の起算日」といいます。以下同じとします。）から起算して、翌年の同じ暦

日の前日（「契約期間の終了日」といいます。以下同じとします。）日までとします。

#### 第24条 Forti SASE 契約の契約期間の更新

Forti SASE 契約者は、第 23 条 Forti SASE 契約の契約期間 に規定する Forti SASE 契約の契約期間の終了日の 60 日前までに当社所定の申込を行わなかった場合、Forti サービスの提供の継続を当社に請求したとみなします。

- 2 前項の場合において、当社は第 22 条 Forti SASE 契約の申込の承諾 の規定に基づいてその請求を取扱います。
- 3 前二項に基づき、当社が Forti SASE 契約の契約期間の終了後に Forti SASE 契約者に対して Forti SASE 契約の提供を継続する場合は、Forti SASE 契約の契約期間は前の契約期間の終了日の翌日から翌年の同じ暦日の前日までとします。

#### 第25条 ライセンスの数の追加

第 23 条 Forti SASE 契約の契約期間又は第 24 条 Forti SASE 契約の契約期間の更新 に定める契約期間中に、Forti SASE 契約者は、ライセンスの数の追加を請求することができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 22 条 Forti SASE 契約の申込の承諾 の規定に準じて取り扱います。
- 3 第 1 項に基づき追加されたライセンスの契約期間は、当該ライセンスに基づくサービスの提供が開始された日から第 23 条 Forti SASE 契約の契約期間又は第 24 条 Forti SASE 契約の契約期間の更新 に定める契約期間の終了日までとします。

#### 第26条 ライセンスの数の削減

Forti SASE 契約者は、契約期間の更新時に限りライセンスの数の削減を行うことができます。ライセンスの数の削減を行う場合、第 23 条 Forti SASE 契約の契約期間 又は第 24 条 Forti SASE 契約の契約期間の更新に定める契約期間の終了日の 60 日前までに当社に請求していただきます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 22 条 Forti SASE 契約の申込の承諾 の規定に準じて取り扱います。
- 3 前二項に基づき削減したうえで更新するライセンスの契約期間は、当社は、第 24 条 Forti SASE 契約の契約期間の更新第 3 項の規定に準じて取り扱います。

#### 第27条 その他の契約内容の変更

当社は、Forti SASE 契約者から請求があったときは、第 21 条 Forti SASE 契約の申込の方法第 1 項 2 号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 22 条 Forti SASE 契約の申込の承諾の規定に準じて取り扱います。

#### 第28条 その他の提供条件

Forti SASE 契約に基づく権利の譲渡の禁止、Forti SASE 契約者が行う Forti SASE 契約の解除、破産等による Forti SASE 契約の解除、当社が行う Forti SASE 契約の解除については、GlobalSASE ゲートウェイ契約の場合に準じて取り扱います。

- 2 Forti SASE 契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

## 第7章 利用中止等

### 第29条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用中止

当社は、次の場合には、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第31条 通信利用の制限等の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第30条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用停止

当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(その Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金(当社が Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金として料金月単位で一括して請求するものに限りません。))を含みます。))をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス(他の Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを含みます。以下本条において同じとします。)又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (3) 第44条 利用に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。
  - (4) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約を締結している Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が、そのいずれかの Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約において、第44条の規定に違反したと当社が認めたときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用を停止することがあります。

- 3 当社は、前二項の規定により Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に通知します。ただし、第1項第3号又は前項の規定により Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。



## 第8章 通信利用の制限等

### 第31条 通信利用の制限等

通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

- 2 通信のふくそうを発生させることにより、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを利用するものの当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある態様において、その通信を行う回線の通信速度を制限することがあります。
- 3 当社は、第三者の違法又は公序良俗に反する態様な通信により、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の通信又は当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る通信の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。

## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

#### 第32条 料金及び工事に関する費用

当社が提供する Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金は、基本利用料(料金表 第 2 基本利用料 に定める料金をいいます。以下同じとします。)、契約解除料(料金表 第 4 契約解除料 に定める料金をいいます。以下同じとします。)、附帯サービスに関する料金等(料金表 第 5 附帯サービスに関する料金等に定める料金をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供する Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る工事に関する費用は、工事費(料金表 第 3 工事費 に定める工事に関する費用をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

### 第2節 料金の支払義務

#### 第33条 定額利用料の支払義務

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、その Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に基づいて当社が Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約の解除があった日の属する料金月の末日まで (Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約の解除があった日が料金月の初日である場合は解除があった日の前日まで) の期間について、当社が提供する Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの態様に応じて、定額利用料(料金表 第 2 基本利用料に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

- 2 前項の期間において、利用停止等により Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者が GlobalSASE ゲートウェイを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。
  - (1) GlobalSASE ゲートウェイ契約の利用中止及び利用停止があったときは、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、その期間中の GlobalSASE ゲートウェイ契約に係る定額利用料の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、次の場合を除いて、GlobalSASE ゲートウェイを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の責めによらない理由により、GlobalSASEゲートウ	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を

<p>エイ契約を全く利用できない状態 (Global SASEゲートウェイ契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄から4欄までに該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>計算し、その日数に対応するGlobal SASEゲートウェイ契約に係る定額利用料</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失により、そのGlobal SASEゲートウェイ契約を全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するGlobal SASEゲートウェイ契約に係る定額利用料</p>

- 3 第1項の期間において、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者がForti SASE 契約を利用できない状態 (そのGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の責めによらない理由により、Forti SASE 契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態及び特定事業者の故意又は過失により、そのForti SASE 契約を全く利用できない状態を含みます。)が生じた場合であっても、そのGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、その期間中のForti SASE 契約に係る定額利用料の支払いを要します。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### 第34条 工事に関する費用の支払義務

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、工事に関する費用を要する申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費若しくは附帯サービスに関する料金等の支払いを要します。ただし、工事の着手前にそのGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事に関する費が支払われているときは、当社は、その工事に関する費用を返還します。

- 2 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第35条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る契約解除料の支払義務

Forti SASE 契約者は、更新日以外の日に契約の解除があったときは、当社が定める期日までに、料金表 第4 契約解除料に規定する料金の支払いを要します。

- 2 GlobalSASE ゲートウェイ契約者は第 11 条 GlobalSASE ゲートウェイ契約の最低利用期間 に定める最低利用期間内に GlobalSASE ゲートウェイ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表 第 4 契約解除料に規定する料金の支払いを要します。

### 第3節 料金の計算方法等

#### 第36条 料金の計算方法等

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表第1通則に定めるところによります。

### 第4節 割増金及び延滞利息

#### 第37条 割増金

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### 第38条 延滞利息

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第10章 保守

### 第39条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の切分責任

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 当社は、当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る電気通信設備にあったときは、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第11章 損害賠償

### 第40条 責任の制限

当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、その Global SASE Platform Service by Fortinet サービスが全く利用できない状態(当該 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の損害を賠償します。

- 2 第1項の場合において、当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金表第2 基本利用料に定める定額利用料の合計額を料金表通則の規定に準じて算出のうえ、合算した金額を賠償額の上限とし、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者から賠償の請求があった場合に限り賠償します。
- 3 第2項の規定にかかわらず、当社が賠償する金額は料金表 第2 基本利用料に定める料金の12 料金月分に相当する額を超えないものとします。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第2 基本利用料に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第41条 免責

当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。

- 2 当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用によりデータが滅失し、既存し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとし、
- 3 当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。
- 4 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

## 第12章 附帯サービス

### 第42条 附帯サービス

Global SASE Platform Service by Fortinet サービスなどに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。



## 雑則

### 第43条 承諾の限界

当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者にお知らせします。

### 第44条 利用に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の義務

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社が Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行う Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に届け出ること。
- (6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを利用しないこと。
- (7) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの全部又は一部を Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者以外の者に使用させる場合は、本約款に規定される Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の義務と同等の義務をその Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者以外の者にも負わせること。
- (8) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの全部又は一部を Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者以外の者に使用させる場合は、その Global SASE Platform Service by Fortinet サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

- 2 当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の行為が別記5に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第6号の義務に違反したものとみなします。
- 3 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、前二項の規定に違反してGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービス網に係る電気通信設備を毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

**第45条** Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の情報の取得  
Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

**第46条** Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る情報の利用  
当社は、前条に定めるGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（業務の遂行上必要な範囲での利用には、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

- 2 前条及び前項に定めるほか、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに関して取得したGlobal SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に関する情報の取扱いについては、別途特定事業者のプライバシーポリシー又は当社の定める「**K D D I プ ラ イ バ シ ー ポ リ シ ー**（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>）」が適用されます。

**第47条** 法令に規定する事項  
Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項について、別記にあるとおり取り扱います。

**第48条** 閲覧  
この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

別記

1 Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供区間

当社の Global SASE Platform Service by Fortinet サービスは下記の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
Global SASEゲートウェイ	アクセスポイントと特定アクセスポイントとの間
Forti SASE	アクセスポイント(本邦内に設置されているものに限ります) 相互間

2 利用契約回線との接続ができる当社の特定取扱所交換設備に係る電気通信サービス

- (1) 第4種IPVPNサービス
- (2) ワイドエリアバーチャルスイッチサービス

3 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の地位の承継

相続又は法人の合併若しくは分割により Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に届け出ていただきます。

4 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の氏名等の変更

- (1) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに、契約事務を行う Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

5 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の禁止行為

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (3) 自己以外の者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (4) 自己以外の者になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 自己以外の者の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

- (6) 自己以外の者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (11) Global SASE Platform Service by Fortinet サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (12) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (13) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (14) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為又はそのおそれのある行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (16) (1)から(15)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

## 6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

## 7 支払証明書の発行

- (1) 当社は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者から請求があったときは、その契約者に係る Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約の支払証明書を発行します。
- (2) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第 5 附帯サービスに関する料金等に定める発行手数料を支払っていただきます。

## 料金表

### 第1 通則

#### 1 料金等の設定

- (1) 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）は、料金月に従って計算します。
- (2) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- (3) 当社は、料金その他の計算については、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

#### 2 月額料金の日割り

当社は、第 33 条 定額利用料の支払義務第 2 項第 2 号の表の規定に該当する場合に限り、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。

### 3 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

### 4 料金等の支払い

- (1) Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- (2) 料金及び工事に関する費用は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

### 5 少額料金の翌月払い

当社は、当該月に請求すべき料金の総額が税抜価格1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

### 6 料金の一括後払い

当社は、5の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### 7 消費税相当額の加算

第33条 定額利用料の支払義務及び第34条工事に関する費用の支払義務の規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、料金表 第2 基本利用料 2 料金額 (1) GlobalSASE ゲートウェイ ア基本額に係るもの 0 (イ) 本邦外に係るもの、同 第3 工事費 ア GlobalSASE ゲートウェイに係る工事 (イ) 本妨害に係るもの及び第4 契約解除料に規定する料金の支払いについては、この限りではありません。

### 8 料金等の臨時減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- (2) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の Global SASE Platform Service by Fortinet サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

### 9 料金等の請求

Global SASE Platform Service by Fortinet サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、当社が別に定めるところによります。

## 第2 基本利用料

### 1 適用

基本利用料の適用については、第33条 定額利用料の支払義務の規定のほか、次のとおりとします。

区 分	内 容	
(1) GlobalSASEゲートウェイ契約における品目に係る料金の適用	ア 当社は、GlobalSASEゲートウェイ契約に係る料金額を適用するにあたって、以下のとおり、品目等を定めます。	
	品 目	内 容
	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	イ 当社は、5Mb/sの品目は本邦外に係るもの（シンガポールに限ります。）に限り提供します。	
(2) GlobalSASEゲートウェイにおける品目の変更に係る基本利用料の適用	GlobalSASEゲートウェイ契約者は、品目の変更を行ったときは、変更後の品目に係る基本料金を品目の変更を行った日が属する料金月の翌料金月の初日から適用します。	
(3) Forti SASEに係る基本利用料の算定	<p>(ア) Fort SASEサービスの基本利用料は、その料金月におけるライセンスの数と2料金額 (2) Forti SASE ア に定める料金額を積算して得た額とします。</p> <p>(イ) Forti SASE契約者は、第25条 ライセンスの数の追加 及び第26条 ライセンスの数の削減 に基づきライセンスの数の追加又は削減（以下「ライセンスの変更」と言います。）を行ったときは、変更後のライセンスの数に基づく基本料金をライセンスの変更を行った日が属する料金月の翌料金月の初日から適用します。</p>	

## 2 料金額

### (1) GlobalSASE ゲートウェイ

#### ア 基本額に係るもの

##### (ア) 本邦内に係るもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

単 位	料金額 (税抜価額 (税込価格))
10M b / s	350,000 円 (385,000円)
20M b / s	400,000 円 (440,000円)
30M b / s	450,000 円 (495,000円)
40M b / s	500,000 円 (550,000円)
50M b / s	550,000 円 (605,000円)
80M b / s	700,000 円 (770,000円)
100M b / s	900,000 円 (990,000円)
200M b / s	1,400,000 円 (1,540,000円)

##### (イ) 本邦外に係るもの

#### シンガポール

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

単 位	料金額
5M b / s	450,000 円
10M b / s	500,000 円
20M b / s	550,000 円
30M b / s	600,000 円
40M b / s	650,000 円
50M b / s	700,000 円
80M b / s	850,000 円
100M b / s	1,050,000 円



(2) Forti SASE

ア 基本額に係るもの

定額利用料

1ID ごとに月額

単 位	料金額 (税抜価額 (税込価格))
ライセンス	950 円 (1,045円)

### 第3 工事費

#### 1 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に係るもの

##### (1) 適用

Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約に係る工事費の適用については、第34条 工事に関する費用の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容	
ア GlobalSASEゲートウェイに係る工事費の適用	GlobalSASEゲートウェイ契約者は、GlobalSASEゲートウェイ契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、1の申込みごとに契約初期費用に係る工事費の支払いを要します。	
イ Forti SASEに係る工事費の適用	Forti SASE契約者は、Forti SASE契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、次表に定める工事の区分に応じて、1の申込みごとに工事費の支払いを要します。	
	工事費の区分	適 用
	(ア) 契約初期費用	Forti SASE 契約の申込みを行う場合に適用する工事費
	(イ) 契約変更費用	Forti SASE 契約の変更（Global SASE Platform Service by Fortinet サービスの提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報の変更は除きます。）を行う場合に適用する工事費
(ウ) 初期設定費用	Forti SASE の利用開始に伴い Global SASE Platform Service by Fortinet サービス網に設定を要する場合に適用する工事費	

##### (2) 工事費の額

#### ア GlobalSASE ゲートウェイに係る工事費

##### (ア) 本邦内に係るもの

単 位	工事費の額 （(税抜価格 税込価格)）
1の申込みごとに	50,000円 (55,000円)

##### (イ) 本邦外に係るもの

#### シンガポール

単 位	工事費の額 （(税抜価格 税込価格)）
1の申込みごとに	50,000円

--	--

## イ Forti SASEに係る工事費

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格 (税込価格) )
契約初期費用	1の申込みごとに	10,000円 (11,000円)
契約変更費用	1の申込みごとに	10,000円 (11,000円)
初期設定費用	1の申込みごとに	100,000円 (110,000円)

## 第4 契約解除料

### 1 適用

契約解除料の適用については、第35条 Global SASE Platform Service by Fortinet サービス契約者に係る契約解除料の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
Forti SASE契約に係る契約解除料の適用	Forti SASE契約者は、第23条Forti SASE契約の契約期間又は第24条Forti SASE契約の契約期間の更新に定める期間内にForti SASE契約の解除があったときは、その契約に係る基本利用料の合計額に、契約の解除日の翌料金月の初日からその契約期間の終了日が属する料金月の末日までの残余の期間に対応する料金月数を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
GlobalSASEゲートウェイに係る契約解除料の適用	GlobalSASEゲートウェイ契約者は、第11条 GlobalSASEゲートウェイ契約の最低利用期間に定める最低利用期間内にGlobal SASE Platform Service by Fortinetサービスの解除があったときは、その契約に係る基本利用料の合計額に、契約の解除日の翌料金月の初日から最低利用期間の終了日が属する料金月の末日までの残余の期間に対応する料金月数を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

## 第5 附帯サービスに関する料金等

### 1 支払証明書の発行手数料

#### (1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記7 支払証明書の発行の規定によるほか、次のとおりとします。

内 容	
支払証明書の発行手数料の適用	Global SASE Platform Service by Fortinetサービス契約者は、(2)料金額の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円 (440 円)
<p>備 考</p> <p>支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。</p>		

附則

(実施時期)

この改正規定は、令和5年7月24日から実施します。